

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
愛媛県手数料条例			愛媛県手数料条例		
平成12年3月24日 条例第3号			平成12年3月24日 条例第3号		
別表(第2条、第3条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第7条関係)		
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~14 省略			1~14 省略		
15 削除			15 農林物資の登録格付機関登録申請手数料	農林物資の各種類につき41,500円	
16~61 省略			16~61 省略		
備考 省略			備考 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~23 省略			1~23 省略		
24 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築	建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000円	24 建築基準法第52条第9項、第10項又は第13項の規定に基づく建築	建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000円

物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	手数料	
25 省略		
26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
27～30 省略		
30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料	(1) 建築物の敷地の数が2である場合 78,000円 (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
30の3 建築基準法第57条の2第2項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料	6,400円に現に存する建築物の敷地面積の平方メートル数に100円を乗じて得た額

物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	手数料	
25 省略		
26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
27～30 省略		
30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料	(1) 建築物の敷地の数が2である場合 78,000円 (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
30の3 建築基準法第57条の2第2項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料	6,400円に現に存する建築物の敷地面積の平方メートル数に100円を乗じて得た額

<u>準法第57条の3第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査</u>	<u>積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料</u>	<u>の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額</u>
<u>30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>
<u>31～33 省略</u>		
<u>33の2 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築</u>	<u>景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置</u>	<u>160,000円</u>

<u>31～33 省略</u>		

物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	
33の3 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
34～40 省略		
41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
42 建築基準法第86条第1項	総合的設計に	(1) 建築物の数が1又は2である場合 78,000円

34～40 省略		
41 建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
42 建築基準法第86条第1項	総合的設計に	(1) 建築物の数が_____2である場合 78,000円

の規定に基づく建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	よる一団地の建築物の特例認定申請手数料	(2) 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43 省略		
43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物の数が1又は2である場合 238,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43の3 省略		
44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算

の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	よる一団地の建築物の特例認定申請手数料	(2) 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43 省略		
43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物の数が_____2である場合 238,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43の3 省略		
44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	(1) 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算

定の申請に対する審査	申請手数料	した金額
44の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく <u>一敷地内認定建築物</u> 以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外 の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>一敷地内認定建築物</u> を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく <u>一敷地内許可建築物</u> 以外の建築物の建築許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外 の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>一敷地内許可建築物</u> を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
45 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく <u>建築物</u> の認定又は許可の取消し申請の申請に対する審査	建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額

定の申請に対する審査	申請手数料	した金額
44の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく <u>同一敷地内認定建築物</u> 以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外 の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>同一敷地内認定建築物</u> を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく <u>同一敷地内許可建築物</u> 以外の建築物の建築許可の申請に対する審査	同一敷地内許可建築物以外 の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>同一敷地内許可建築物</u> を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
45 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく <u>複数建築物</u> の認定又は許可の取消し申請の申請に対する審査	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額

する審査		
46 省略		
46の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	27,000円
46の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	27,000円
47～69 省略		
70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円

する審査		
46 省略		
47～69 省略		
70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第13号ハ若しくは第62	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円

<p>条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		<p>(4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円</p> <p>(5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円</p> <p>(6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円</p> <p>(7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円</p>
<p>71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号二若しくは第62条の3第4項第15号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円</p> <p>(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円</p> <p>(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円</p> <p>(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円</p> <p>(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円</p> <p>(6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円</p>

<p>条の3第4項第13号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		<p>(4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円</p> <p>(5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円</p> <p>(6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円</p> <p>(7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円</p>
<p>71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第14号二若しくは第62条の3第4項第14号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円</p> <p>(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円</p> <p>(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円</p> <p>(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円</p> <p>(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円</p> <p>(6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円</p>

72 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	47,000円
73 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	43,000円
74 租税特別措置法施行令第20条の2第11項又は第38条の4第21項に規定する要件に該当する事	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円

72 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の5第10項又は第38条の5第8項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	47,000円
73 租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	43,000円
74 租税特別措置法施行令第20条の2第10項又は第38条の4第20項に規定する要件に該当する事	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円

業であること についての認 定の申請に対 する審査		
75～ 102 省略		
備考 省略		

業であること についての認 定の申請に対 する審査		
75～ 102 省略		
備考 省略		